


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 子ども・子育て支援法の一部改正及び東京都が新たに多子世帯負担軽減事業を実施することにより、上記規則の一部を改正するものである。</p> <p>(2) 改正内容 ① 幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等の利用者負担額基準額について、教育・保育認定子ども1号及び2号（満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある教育・保育給付認定子どもを除く）の利用者負担額を零とする改正。 ② 多子世帯の利用者負担額についての軽減特例を追加する改正。 ③ その他所要の調整を行う。</p> <p>(3) 施行日 令和元年10月1日からとする。</p> <p>(4) 影響及び効果 国及び都の制度設計を基本とした、幼児教育の無償化に係る事業を進めることが可能となる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに起案の事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。